

廃棄物処理施設専門委員の委嘱等に関する要領

制定 平成 17 年 3 月 17 日

改正 令和 8 年 2 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条の 2 第 3 項、第 9 条第 2 項及び産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成 10 年宮城県告示第 737 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、廃棄物処理施設専門委員（以下「専門委員」という。）の委嘱及び専門委員の意見聴取に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第 2 条 専門委員は、6 人以内とする。

2 専門委員は、別表に定める専門分野について学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員の委嘱は、原則として意見を聴く機会ごとに、知事が就任を依頼することにより行うものとする。

(専門委員の意見聴取)

第 3 条 知事は、専門委員に意見を聴くときは、説明会を開催し、事業者に対し説明を求めるものとする。

2 専門委員の意見聴取は、生活環境の保全に関する意見書の提出を求めることにより行うものとする。

附 則

1 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 廃棄物処理施設専門委員会設置要領（平成 10 年 9 月 21 日施行。以下「旧要領」という。）は、廃止する。

3 この要領の施行の際に現に旧要領第 2 条第 2 項の規定により委員に委嘱された者は、第 2 条第 2 項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、施行日における旧要領第 2 条第 2 項の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

1 この要領は、令和 8 年 2 月 4 日から施行する。

別表 専門分野

廃棄物の処理
大気質
水質・地下水
騒音・振動
悪臭
地形・地質